

## 吹田市電力の調達に係る環境配慮方針

### 1 目的

本方針は、本市が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、再生可能エネルギー比率の高い電気を供給する等、環境に配慮した小売電気事業者からの電力調達を行うために必要な事項を定め、市民に対しても環境に配慮した小売電気事業者からの電力の調達を促すとともに、小売電気事業者が再生可能エネルギー比率の高い電気を供給する等の環境配慮を促進し、もって再生可能エネルギーの導入拡大を創出することを目的とする。

### 2 定義

#### (1) 小売電気事業者

電気事業法第2条の2の規定に基づき登録を受けた者をいう。

#### (2) 環境に配慮した小売電気事業者からの電力調達

本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、電源構成における再生可能エネルギー比率等の「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

#### (3) 市民

市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

### 3 基本事項

(1) 環境に配慮した小売電気事業者からの電力調達については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として環境評価項目を定め、入札参加申込をした者による価格競争により落札者を決定する入札方式である「裾切り方式」によるものとする。

(2) 裾切り方式による具体的な入札方法の検討にあたっては、安定供給の確保のための取組との調和及び公正な競争を確保するものとする。

### 4 対象部局

この方針は、吹田市の全ての部局が競争入札により電力を調達する際に適用する。

### 5 環境評価項目

本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- ア 電源構成における再生可能エネルギーの比率
- イ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量
- ウ 再生可能エネルギー比率向上の取組

### 6 入札参加資格の要件

5に定める環境評価項目について、別表1「吹田市環境に配慮した小売電力事業者からの電力調達契約評価基準(以下「評価基準」という。)」に示す配点により算定した評価点の合計が、70点以上の小売電気事業者が入札参加資格を有するものとする。

## 7 評価

### (1) 評価項目報告書の提出

本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、5に定める環境評価項目を、別表1「評価基準」により算定し、その評価点等を様式1「吹田市環境に配慮した小売電気事業者からの電力調達契約評価項目報告書」に記載し、提出期限までに入札参加資格確認申請書類とともに、入札参加資格確認申請書類提出先（発注所属）に提出するものとする。

### (2) 発注所属が環境政策室以外の場合の評価

ア 発注所属長は、入札参加資格の確認が必要な小売電気事業者について、様式1の評価点の判定を、様式2により環境政策室長に依頼するものとする。

イ 環境政策室長は、様式2により発注所属長から依頼を受けた場合は、小売電気事業者について様式1の内容を確認し、その評価点を判定するとともに、判定の結果について、様式3により発注所属長へ通知するものとする。

ウ 発注所属長は、様式3により小売電気事業者の入札参加資格の判定の結果を確認し、その結果を様式4により小売電気事業者へ通知するものとする。

### (3) 発注所属が環境政策室の場合の評価

環境政策室長は、(1)の様式1の評価点を直接判定し、その結果を様式4により小売電気事業者へ通知するものとする。

## 8 契約締結実績の公表

(1) 本方針に基づき契約締結した実績は、環境政策室がとりまとめを行いその概要を公表するものとする。

(2) 公表にあたっては、市民に対して必要な情報の提供に努めることで、環境に配慮した小売電気事業者からの電力の調達を促すものとする。

## 9 入札方式等の見直し

本方針は、3基本事項(2)を前提としつつ、再生可能エネルギーの導入拡大を創出するため、より再生可能エネルギー比率の高い電気を供給する等の環境に配慮した小売電気事業者からの電力調達が行えるよう、社会情勢等を踏まえ、適宜、3基本事項(1)に記載の入札方式、5環境評価項目、6入札参加資格の要件等の見直しを行うものとする。

## 10 その他

本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

## 11 事務処理

本方針に係る事務処理等は、環境政策室において行う。

## 附則

この方針は、平成29年2月8日から施行する。

この方針は、平成30年3月19日から施行する。

この方針は、平成31年3月7日から施行する。

別表 1

吹田市環境に配慮した小売電気事業者からの電力調達契約評価基準

項目	数値等	配点
①平成29年度の電源構成における再生可能エネルギーの比率 ※1	30%以上	70
	25%以上 30%未満	60
	20%以上 25%未満	50
	15%以上 20%未満	40
	10%以上 15%未満	30
	5%以上 10%未満	20
	3%以上 5%未満	10
	3%未満	0
②グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合) ※2	1.5%	15
	1.0%	10
	0.5%	5
	未活用	0
③再生可能エネルギー比率向上の取組 ※3	実施	15
	未実施	0

※1-1 電源構成における再生可能エネルギーの比率は以下の算定式によるもの

(算定方式)

$$\text{平成29年度の電源構成における再生可能エネルギーの比率 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$$

①平成29年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))

②平成29年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量も含む。)

③平成29年度の供給電力量 (需要端 (kWh))

※1-2 再生可能エネルギーとは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号) 第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電施設による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

※1-3 平成29年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②)、平成29年度の供給電力量 (③) には他電気事業者への販売分は含まない。

※2 グリーン電力証書の本市への譲渡を予定する電気事業者は、様式1の提出に併せて「グリーン電力証書の吹田市への譲渡予定量報告書」(様式6)を、入札参加資格確認申請書類提出先(発注所属)に提出するものとし、当該事業者が落札した場合は、速やかにグリーン電力証書を本市に無償譲渡するものとする。

※3 平成30年度以降3年間の電源構成における再生可能エネルギーの比率を、毎年向上させる事業計画を有する電気事業者は、「実施」とし、それ以外の場合は「未実施」とする。また、同計画を有する電気事業者は、様式1の提出に併せて「再生可能エネルギー比率向上の取組に関する報告書」(様式7)を、入札参加資格確認申請書類提出先(発注所属)に提出するものとする。なお、再生可能エネルギー比率の推移(計画)は、3年間の電源構成の推移(計画)により示すとともに、再生可能エネルギーの比率を向上させる主な取組(例えば、太陽光発電設備の増設、FIT電気の増加など)についても示すものとする。

様式 1 (7 関係)

吹田市環境に配慮した小売電気事業者からの電力調達契約評価項目報告書

年 月 日

吹 田 市 長 あて

報告者 住 所  
氏 名 ④  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号 担当者

○年○月○日入札公告の「 (調達案件の名称) 」に係る入札参加資格確認関係書類として、吹田市環境に配慮した小売電気事業者からの電力調達契約評価基準により算定した点数等を記載し、以下のとおり提出します。

なお、本報告書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

また、報告内容に変更があった場合は、速やかに変更後の内容を記載した報告書を提出します。

環境評価項目 (基本項目)	数値等	点数	確認資料
平成 29 年度の電源構成における再生可能エネルギーの比率	%		様式 5
グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	%(活用) 未活用		様式 6
再生可能エネルギー比率向上の取組	実施  未実施		様式 7

様式2（7関係）

第 号  
年 月 日  
（ 年）

環境政策室長 様

（発注所属長）

吹田市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価点の判定について（依頼）

吹田市電力の調達に係る環境配慮方針7（2）アの規定に基づき、（施設名等）で使用する電気の調達契約に係る入札への参加小売電気事業者の評価点の判定を依頼します。

1 小売電気事業者の評価点

別添の吹田市環境に配慮した小売電気事業者からの電力調達契約評価項目報告書のとおり

2 回答期限

年 月 日

担当者（回答先）

（部室課名）

（担当者名）

（内線）

様式3（7関係）

環 政 第 号  
年 月 日  
( 年)

(発注所属長) 様

環境政策室長

吹田市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価点の判定結果について（通知）

○年○月○日付け○第○号で依頼のあった（ 施設名等 ）で使用する電気の調達契約に係る入札への参加小売電気事業者の評価点の判定結果について、吹田市電力の調達に係る環境配慮方針7（2）イの規定に基づき、以下のとおり通知します。

	小売電気事業者名	点数（点）	入札参加資格の有無
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

問い合わせ先  
環境部 環境政策室  
(担当者名)  
(内線)

様式4（7関係）

第 号  
年 月 日  
( 年)

(電気事業者代表者) 様

吹田市長 後藤 圭二

吹田市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価点の判定結果について（通知）

標題のことについて、〇年〇月〇日に提出された吹田市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書を評価した結果を、以下のとおり通知します。

評価結果	点
------	---

問い合わせ先

(部室課名)

(担当者名)

(電話番号)

様式 5 (別表 1 関係)

平成 29 年度の電源構成における再生可能エネルギーの比率算定結果報告書

年 月 日

吹 田 市 長 あて

報告者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号 担当者

○年○月○日入札公告の「 (調達案件の名称) 」に係る入札参加資格確認関係書類となる平成 29 年度の電源構成における再生可能エネルギーの比率について、以下のとおり算定した結果を提出します。

【算定方式】

$$\text{平成 29 年度の電源構成における再生可能エネルギーの比率 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$$

= \_\_\_\_\_ (%)

①平成29年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))  
= \_\_\_\_\_ (送電端 (kWh))

②平成29年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))  
(再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量も含む。)  
= \_\_\_\_\_ (送電端 (kWh))

③平成29年度の供給電力量 (需要端 (kWh))  
= \_\_\_\_\_ (需要端 (kWh))

※再生可能エネルギーとは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 108 号) 第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電施設による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

※平成 29 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②)、平成 29 年度の供給電力量 (③) には、他電気事業者への販売分は含まない。

様式6（別表1関係）

グリーン電力証書の吹田市への譲渡予定量報告書

年 月 日

吹 田 市 長 あて

報告者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号 担当者

○年○月○日入札公告の「 (調達案件の名称) 」に係る入札参加資格確認関係書類となるグリーン電力証書の吹田市への譲渡予定量について、以下のとおり提出します。

なお、落札した場合には、速やかにグリーン電力証書を吹田市に無償譲渡することを誓約いたします。

環境評価項目	譲渡予定量	点数
グリーン電力証書の吹田市への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	kWh ( %)	点

様式7（別表1関係）

再生可能エネルギー比率向上の取組に関する報告書

年 月 日

吹田市長 あて

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者

○年○月○日入札公告の「（調達案件の名称）」に係る入札参加資格の確認書類となる再生可能エネルギー比率向上の取組について、別紙のとおり、昨年度以降3年間の電源構成の推移（計画）及び各年度の主な再生可能エネルギー比率向上の取組内容を提出します。

また、弊社は再生可能エネルギー導入拡大の創出に寄与すべく、当該計画を計画どおり遂行できるよう全力で取り組みます。